



税理士 山本 善通 氏

Question インボイス制度負担軽減措置

当組合は、共同受注事業を行っていますが、組合員には免税事業者も多く、インボイス登録を行うかどうかで、現在も迷っている事業者が存在します。このたび新たに、インボイス制度において支援措置が追加されたと聞きました。概要を教えてください。

Answer

【概要】

令和4年12月23日「令和5年度 税制改正の大綱」が閣議決定をされました。この大綱のなかで令和5年10月から開始される消費税の「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」に関して、特に、免税事業者が新たに課税事業者となる場合の措置について、負担軽減策が講じられることとなりました。

【負担軽減措置の主な内容について】

(1) 小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置

〈内容〉

これまで免税事業者であった者が、インボイス発行事業者として課税事業者になる場合において、インボイス制度への移行から3年間は売上税額の2割とする激変緩和措置が講じられました。具体的には次の図のようになります。

事例	売上700万円（税額70万円）※サービス業事例 経費150万円（税額15万円）		
実額計算の場合 ▶ 70万円－15万円＝55万円	実額計算	簡易課税	特例
簡易課税の場合 ▶ 70万円－35万円＝35万円 ※70万円×50%（サービス業のみなし仕入率）	納税額 55万円	納税額 35万円	納税額 14万円
特例の場合 ▶ 70万円×2割＝14万円			

〈対象者〉

2割特例の適用対象者は、インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者になった者であり、具体的には、

- 免税事業者がインボイス発行事業者の登録を受け、登録日から課税事業者となる者
- 免税事業者が課税事業者選択届出書を提出した上で登録を受けてインボイス発行事業者となる者が対象となります。

したがって、インボイス発行事業者の登録を受けていない場合には、2割特例の対象とはなりません。

(2) 登録制度の見直しと手続きの柔軟化

令和5年10月1日のインボイス制度の開始にあわせて登録を受けるための期限は、令和5年3月31日とされています。

ただし、4月以降の登録申請であっても、9月30日までに行われたものについては、インボイス制度が開始する令和5年10月1日に登録を受けることが可能です。

4月以降に申請する場合に、インボイス制度が開始する令和5年10月1日に登録を受けたものとみなす宥恕規定の適用を受けるためには、申請書に「期限までの申請が困難な事情」を記載することとされていましたが、この「困難な事情」の記載は不要とされました。

【留意点】

今回の説明は大綱であり、閣議決定された内容です。今後の法案や国会での審議等で、更に改正される事もありますので留意して下さい。